

資料

神戸市立中央図書館所蔵

神戸駐在英國領事館の裁判記録邦訳 (九・完)

——一八七一年九月より一八七二年一月までの記録——

岩村等

凡例

資料

- (1) ~ (10) (以上第一五号)
- (11) ~ (24) (以上第一六号)
- (25) ~ (42) (以上第一九号)
- (43) ~ (57) (以上第二〇号)
- (58) ~ (68) (以上第二一号)
- (69) ~ (82) (以上第二二号)
- (83) ~ (112) (以上第二三号)
- (113) ~ (145) (以上第二四号)
- (146) ~ (159) (以上第二五号) 完

146 ジョン・プレストンによる非行と暴行 (二)

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一〇月三〇日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

No 27 警察

ジョージ・S・カー (英國船オケアーナ号の船長)

対

ジョン・プレストン (同船の二等航海士)

この訴訟は取り下げられ、被告は、訴訟費用一ドル五〇セン

料と逮捕費用五ドルとを支払う。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

資

No 28 警察

ロバート・リドル・ホープ

対

ジョン・プレストン

本訴訟は取り下げられ、被告は訴訟費用一ドル五〇セントを支払う。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

117) ヘンリー・マンフォードとダンカン・ブラック

の件

No 24 と 25 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二日土曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウイルキンソンの前で

468

一八七二年一月十九日に当法廷において有罪と宣告され、

一〇週間の収監を命ぜられた英国船ゾーラル号の船員(ヘンリー・マンフォードとダンカン・ブラックの件について

上記船舶の船長ジョージ・フラートンは、先述の二人の船員の労役が船上で必要とされているので、一八五四年の商船法二四八条のもとで航海を進めるために二人を船上に移送してほしいと陳情した。

命令

要請通り、二人を船上に移送すべし。

署名 H・S・ウイルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

118) ジェームズ・マッキーバーとトーマス・ブレイ

の件

No 10 と 29 警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月四日月曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウイルキンソンの前で

469

一八七二年一〇月一〇日に当法廷にて有罪と宣告され、英國船オケアーナ号の船員で五週間の収監を宣告されたジェームズ・マツキーバーと、一〇月二十九日に四週間の収監を宣告された同じくトーマス・ブレイとの件について

上記船舶の船長ジョージ・シンプソン・カーは、上記二人の船員の労役に船上で必要とされると説明し、一八五四年の商船法第二四八条による航海を進めるために、彼ら二人を船上に移送したいと要請した。

命令

要請の通り、二人を船上に移送すべしと命令する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(149) 女王対ロバート・ジェームズとジョン・ルーサー

フォーード・クレイク

No 30と31警察

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年十一月八日金曜日

(470)

女王

対

ロバート・ジェームズとジョン・ルーサーフォーード・クレイク
被告達は、英國船オケアーナ号の海上勤務見習であるが、一八七二年十一月六日に上記船舶の持ち場から無断で退去したとして告発された。

被告達は、彼らが陸上勤務になるかあるいは英國海軍にはいりたいと主張した。

判決

一四日間の重労働つき拘禁を命じ、善行の保証として各自が一〇〇ドルを、各自の保証人が各々五〇ドルを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(150) C & J 貿易商会对アレイン・ケネディ

No 83

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年十一月二三日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

(471)

料 C & J 貿易商会

対

アレイン・ケネディ

原告は、売却され引き渡された商品の勘定残高二四ドル八八セントを請求する。

資 被告は出廷しなかった。

ウィリアム・ウェスデル・ホルタム (William Wasdale Holtum)

は、正式に宣誓して陳述した。昨夜、私は、ケネディの家で個人的に被告に召喚状の写しを送達した。

署名 ウィリアム・ウェスデル・

ホルタム

アマサ・スタンディッシュ・フォーブズは正式に宣誓して陳述した。アレイン・ケネディは、彼に引き渡された商品の勘定残高二四ドル八八セントをC & J 貿易商会に支払わねばならない。彼が商品を受け取ったのは確かである。彼は、支払いが完了するまで職を得てから月に五ドルずつを私に支払うことを約束した。しかしながら、彼は、六カ月間職についていながら決して支払わなかった。

署名 アマサ・スタンディッシュ・

フォーブズ

判決

被告は、本日より一カ月以内に、訴訟費用四ドルとあわせて

九四

二四ドル八八セントを原告に支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(15) ジェームズ・ウットンとチャールズ・ジョージ・

ヘンダーソン対ジェームズ・マーシャル

Na 85

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月一日金曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ジェームズ・ウットン商会のもとで貿易に従事する

ジェームズ・ウットンと

チャールズ・ジョージ・ヘンダーソン

対

ジェームズ・マーシャル (英国船シ

ガル号の船長)

被告は、負債は決してないと申し立てた。

命令

合意により、紛争がアーサー・O・ゲイ (Gay) とシャノン船長との仲裁に託されるべしと命令する。被告は、訴訟費用三ドルを支払うべし。

署名 H・S・ウィルキンソン
副領事にして領事代理
兵庫大阪英國領事館の印

(152) チュー・アー・ペン対ウィリアム・ハウルズ

No. 84

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月一九日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

チュー・アー・ペン

対

ウィリアム・ハウルズ

原告は賞金の残り五五ドル一五セントを請求する。

被告は、原告がまちがった形で働いた時間について一五ドル減額すべきであると主張した。

原告の自白によると、彼は自分自身のための道具を作った。

命令

(473)

被告は、原告に四〇ドル一五セントを支払うべし。訴訟費用は一切払わなくてよい。

署名 H・S・ウィルキンソン
女王陛下の副領事にして領事代理
兵庫大阪英國領事館の印
手数料三ドルは原告によって支払われた。

(153) 松屋五郎兵衛対アルバート・モリス (二)

No. 75

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二〇日水曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

松屋五郎兵衛

対

アルバート・モリス

被告は、債務者呼出の審判に出廷した。

アルバート・モリスは正式に宣誓し陳述した。私は、集金人であって、場合によっては、私は、他人のための手形帳を作成する。それが、私の現在の唯一の仕事とわいていい。一〇月一

(474)

料 五日以來、私は、先月やった仕事に対して約一八ドルを受け取った。それ以外には一切金を受け取っていない。現在私は五六番のクラッチレイのところに滞在している。私はクラッチレイの新聞の記者である。実際には、記者としては関与していないが、記事を提供した場合には、私は適宜支払いをうける。妻が契約した無関係な費用については私は支払っている。食料については、私はドモニイ商会と取り引きしている。その月の間に、私は、妻に二、三ドルを与えたが、私は、月払いの勘定を一銭も支払わなかった。私の妻が家に持っている若干のわずかな物品を除いて、私には財産が一切ない。この瞬間一〇ドルは私にとって大問題である。キンジョウ屋に対する私の請求とならんで、横浜でウエルズ (Wells) と呼ばれる男に、主に下宿代として一五〇ドル強のつけ貸しをしている。全部回収すると約一、五〇〇ドルになる請求書を持っている。彼らのうちのほとんどの人はよそへ行ってしまったが、そのうちの何人かは戻ってくるらしい。私は、金曜日朝私の請求の報告書を作成することができると。私の妻は職を持っていない。

署名 A・モリス

命令

審問は延期される。被告は、一月二三日の金曜日朝一〇時

に出廷し、彼の計算書についての陳述書を持参すべし。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

154 アルバート・モリス対ダニエル・ハナン (一)

Na 39 (一八七一年)

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二〇日水曜日

アルバート・モリス

対

ダニエル・ハナン

原告は、被告が原告に対して三三ドルと訴訟費用三ドルとを支払うように命じた判決を一八七一年一月一七日に当法廷において得たことを示す宣誓供述書を提出し、即座に支払うことを命ずるよう申し立てた。

命令

被告は、原告に対して、本日より七日以内に、上記の三三ドルと訴訟費用三ドルとを支払うべしと命ずる。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(155) 松屋五郎兵衛対アルバート・モリス (三)

No. 75

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二日金曜日

松屋五郎兵衛

対

アルバート・モリス

被告は、一八七二年一月二〇日から延期されている債務者呼出の判決の審問に出廷した。被告は、債務の一覧表を提出した。審問は、一二月六日金曜日午前一〇時まで延期された。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

477

(156) ヘンリー・レイネル対エドワード・チャールズ・

カービー (一)

No. 72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二三日土曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ヘンリー・レイネル (原告)

対

エドワード・チャールズ・カービー 兵庫在 (E・C・カ

ービー商会の名のもとに営業している) ホールとホルツの代

理人として (被告)

エドワード・チャールズ・カービーは、彼の代理人エドワード・ヘイズリット・ハンターを通じて、被告の代理人としてカービーによって申請した応訴状を取り下げることが許されたいと上申した。

原告は上申に反対した。

エドワード・ヘイズリット・ハンターは正式に宣誓して陳述した。私は、エドワード・チャールズ・カービーによる宣誓供

478

料

述書を提出する。私は、エドワード・チャールズ・カービーの代理人である。すでに私は法廷に私の権限を示した。私は、エドワード・チャールズ・カービーが彼らの代理人として行動する権限を与えた一八七二年二月七日付のホールとホルツによる委任状を提出する。レイネル船長が訴えを提起しそうであるということを耳にして、私は、訴訟申立書の対象が取り引きされた時にホールとホルツの代理人をしていたロンドンのジョージ・グレイに電報を送った。私は、一八七二年九月一日付の電文と、一八七二年九月二日付のカウデロイ(Cawdeley)とレインボー(Rainbow)からの手紙をも提出する。私は、問題の財産に関するカウデロイとレインボーとの地位を示す一八七二年五月一日付のジョージ・グレイの清算についてのホールとホルツの署名のある手紙を提出する。最後の手紙で指定された葉莖は売れない代物である。その手紙で指定された約束手形の金額三七一ドルを求めて、ガンドペールの財産に対して権利が主張された。会社の共同経営者は、この委任状に署名したエドワード・ホールとアンドリュー・ホルツとであると私は信じている。私は、上海のホールとホルツの会社の共同経営者の名前を知らない。私の知る限り、委任状に名前が書かれている二人の人物が今は上海の会社の共同経営者ではないと私は信じて

いる。古い会社が上海でどのような財産を所有しているか私は知らない。ホールとホルツの名前で集金されてレイネル船長の貸方とされたレイネル船長の四、〇〇〇ドルについての利息を除き、我々は、清算に際してホールとホルツのために金を送ったことは一切ないし、知っている限り集金したこともない。私は、一八七二年九月二〇日付のカウデロイとレインボーとからの手紙をも提出する。

署名 エドワード・ヘイズリット・

ハンター

これで申請人のための陳述を終了する。

ヘンリー・レイネルは正式に宣誓して陳述した。これが、私の借金に関してホールとホルツとから私が受け取った手紙である。それは一八七二年五月六日付である。これは、私がE・C・カービー商会から受け取った一八七二年九月三日付の手紙である。

署名 ヘンリー・レイネル

命 令

これは、被告の代理人エドワード・チャールズ・カービーによつて、被告ホールとホルツとのためになされた上申である。最初に提出された際に、上申書の用語があいまいであったの

で、カービー氏の目的が訴訟を取り下げることであるのか、あるいは被告の利益のためにカービー氏が提出した応訴状を取り下げるためにホールとホルツのためにさらに代理人をつづけるのか、このいずれであるのか疑問のままであった。修正された上申書は、意図についてまったく疑問の余地のないものとなった。ホールとホルツのために、応訴状を取り下げ、このようにして、原告をあたかも訴状が決して送付されなかったのと同じ立場に置くことが希望されている。被告達が当法廷の管轄外に住んでおり、不利な判決の内容を実現する財産が当法廷の管轄内に一切ない、被告がどこへ行こうと原告は被告を追跡すべきであって、被告が当法廷の管轄に服従することを強制されるべきではないということが主張されている。しかし、このことを今主張することは遅すぎるように思われる。記録が示していることは、一〇月五日にE・C・カービーが訴状の送達を受けたことである。その訴状において、被告は、ホールとホルツと指定されており、結びにおいて、「この訴状の被告は、上記で指定されたホールとホルツの代理人であるE・C・カービー商會の名のもとに商売を営む兵庫のエドワード・チャールズ・カービーである」と述べられている。この訴状に対する答弁書は、二一日内に送付されねばならなかった。一〇月一八日に、カー

ビー氏は、訴訟を防衛するようという指示を受け取り、ある郵便で必要な記録類が到着するはずであると申請書でのべて、当法廷に対し答弁書を提出する期間の延長を申請した。本申請書について合意により、十一月一日に審問の陳述が取り決められており、その時審問されることに被告が反対してはならないとの了解のもとに、答弁の期間が一月九日まで延長されるべしという趣旨の命令が作成された。答弁書は、九日ではなくて一日に提出された。その答弁は、カービー氏が知っている限りの訴訟の実体上の事項を論じていたが、カービー氏が期待していた記録類が到着していないと主張していた。それで陳述が記録類の到着まで延期されるべきことに彼は服従したのである。しかしながら、陳述は本日に設定されたのであるが、しばらくしてカービー氏は、記録類が同封されている手紙を受け取った。そこで今彼は、経過したすべてのことを凍結させるように依頼するためにやってきた。訴訟を弁護するために彼がすでに取った処置を悪いとは彼は主張しなかった。反対に、彼は、彼が真実の被告から受け取った指示のもとで行動したと主張し、委任状と指示とを提出しているが、彼が応訴にはいり弁護する権限を与えられていたと私には思われる。そのとき、被告達は応訴し、訴訟がさらに進行することを許したのであって、

料

資

私には、被告の利益のために彼らが訴を取り下げざることを許す理由が一切ない。まことに、法廷規則第三八条により、代理人として債務、損害賠償、訴訟費用について訴えられた人物が自分が署名をした文書によって、訴訟を弁護し、個人的に法令や命令を履行することを約束しないかぎり、法廷が訴訟を進行することを拒否するように要求されるということが主張され、この規程が順守されず、法廷がそのような約束を彼に強制することとが今やできないので、法廷は、被告がすでに提出した応募状を取り下げざることを許すべきであるということが主張されている。しかし、このことを主張することはカービー氏の役目であるか。私はちがうと思う。この規則は、その人格と財産とが判決によって影響されるかもしれない不在当事者の知らない間に、不在当事者の代理人が原告と共謀して判決が下されるのを許してしまう可能性がある不在当事者の保護のために作成されたものであると私は信ずる。しかし、本事例の場合ではないと私は信ずる。私は、真実の被告が訴の提起を知っていたし、カービーに弁護するように指示したと確信している。主張された議論は、本規則がいまなお効力があり、枢密院令によってその目的のために公使に与えられた権限により一八六六年に公使によって作成された条例によって変更されないままであるという

ことを想定している。今やその条例をみるに、それは、枢密院令第三八条において意図されているものとは反対の災難に対処するために作成された。一定の裁判管轄外に住んでいるがその管轄内にいる代理人によって営業を行う当事者が、管轄内に住む債権者が転々と相手を追跡せざるを得ないようにして債権者を遅らせたりあるいは挫折させることを妨げるためにそれは作成された。三八条の規定に固執することによって本条例の目的が妨げられるかぎり、私は、ここまでそれらの規定は固執されるべきではないと考える。本訴訟においては、原告が不在の被告に対するこの訴訟を維持することを困難とするいくつかの事情があるが、これらすべての難点は、答弁することによって放棄されたのであって、それらのことを今主張することは遅すぎるのである。私にとって本問題の厳格な法であると思われるのはそれぐらいのことであって、私は、本件が審理に移行することを許すことによって、被告を実質的に正当に取り扱うだろうということとはわからない。彼らは弁護することを選び、彼らは、必要と考えた記録を代理人のカービー氏に与えたと思われるので、取ることが必要であると彼が考えたかも知れない手段を彼らが無視しても、彼らは、不平をいうことはできない。

私は、上申を却下する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

訴訟費用三ドルは被告が負担すべし。

(157) 善助対ベンジャミン・ローリング

No.40 刑事

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二五日曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

善助

対

ベンジャミン・ローリング

被告は、一八七二年一月二〇日に原告に暴行を働いたとして告発された。

被告は、申し立てられた暴行が遂行された時に、居留地に對する妨害を彼が鎮圧していたと主張した。

警告して却下した。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(158) ヘンリー・レイネル対エドワード・チャールズ・

カービー (二)

No.72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二六日火曜日

副領事にして領事代理 H・S・ウィルキンソンの前で

ヘンリー・レイネル (原告)

対

エドワード・チャールズ・カービー (ホール

とホルツの代理人として、被告)

被告は、一八七二年一月二三日に本件においてなされた上申について当法廷が下した判決に對して上訴する許可を上申した。

被告は、手数料と訴訟費用の保証として二〇〇ドルを寄託した。

命令

上訴の許可が与えられた。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英国領事館の印

(159) ヘンリー・レイネル対エドワード・チャールズ・

カービー (三)

No. 72

女王陛下の裁判所 兵庫

一八七二年一月二六日火曜日

副領事にして領事代理兼判事 H・S・ウィルキンソンと

デービッド・アレキサンダー・ジュー

ン・クロンビーと

ウィリアム・グレゴリー・サンズ

ヘンリー・レイネル (原告)

対

エドワード・チャールズ・カービー (ホール

とホルツの代理人として、被告)

原告は本人が出廷し、被告は、代理人エドワード・H・ハン

ターが出廷した。

補佐人の前で

(160)

原告は、訴状の冒頭を、「ホールとホルツ」に替えて「ホールとホルツの代理人としてのエドワード・チャールズ・カービー」と修正するように申し立てた。

被告は、E・C・カービーは訴訟上の代理人であるのみで、営業上の代理人ではないという理由で異議を唱えた。

原告は、E・C・カービーが彼らの営業上の代理人として活動するのべている一八七二年五月六日付のホールとホルツの手紙を提出して応酬した。

異議は却下され、訴状は要請通り修正された。

さらに、合意により、訴状は、「会社の共同経営者がエドワード・ホールとアンドリュー・ホルツとである」という言葉を追加することによって修正された。

それから、陳述がなされた。

ヘンリー・レイネルは正式に宣誓して陳述した。一八七一年五月に、私は、グレイ氏に対して、何か四、〇〇〇ドルぐらいのいい投資対象はないかと尋ねた。彼は、私に、ガンドペールが四、〇〇〇ドルを借りたがっていると言った。私は、彼に私は貸金業については全く知らないが、ホールとホルツを完全に信頼していると言った。私は、その時彼がホールとホルツとの代理人であることを知っていたので、私は、彼が担保を満たすので

あれば金を貸そうと言った。彼は、確信をもって金を貸すことを推奨し、完全に安全だと言った。彼は、私に、この話が私の名前でおこなわれる方がよいのか、ホールとホルツの名前でおこなわれる方がよいのかと聞いてから、おそらく私は自分の名前が出るのを好まないだろうとのめかした。私は、それは私にとって全くどうでもいいことだということ、ホールとホルツにこの件についての管理を全てまかせると言った。一八七一年五月三十一日に、私は、グレイ氏に、彼が受け取りを書いた四、〇〇〇ドルの小切手を渡し（この受け取り書を私は提出している）、彼は一通の文書を書くことを約束した。六月一日に、私は、その日付の文書を受け取ったが、これを私は法廷に提出する。六月二日に、私は神戸を離れ一七日間不在にした。グレイ氏は、担保について私に示さなかったし、どのような担保がガンドベールから得るべきかについて議論は一切なかった。私は、担保についての特別な記述について言及しなかったが、単に、私はこのような事柄については無知であるので、この件については完全にホールとホルツとに任せたいと言っただけである。その後、私は、一八七一年二月二日付の手紙を受け取るまで特別なことをグレイ氏について思い出さない。この手紙を受け取ったあとぐらいに、私は、グレイ氏に会ったのであ

る。彼は、その手紙の主題に言及した。最悪の場合に私が六〇〇ドルを失うかもしれないということを除いて、彼が私にガンドベールの立場について特別な話をした覚えはない。彼は、彼がなんらかの損失がありそうであるとは考えていないと言った。私は、彼にこの金の管理について一切指示を与えなかった。その金を失うと私はほとんど破産すると言ったことは覚えていいる。この時より後に、時々グレイ氏が私に立ち去るつもりだと言ったことを私は覚えている。このことは一八七二年五月のことだったと私は信じる。彼は、E・C・カービーがホールとホルツの事業を管理するための委任状を持っているので、私さえよければ私の代理人として活動するつもりだと言った。私は、戻ってくるつもりかどうかははっきりしなかったが、彼がイギリスへ行くつもりだと思った。彼は、ガンドベールがしばらくの間借金を更新することを要求するだろうと言った。彼は、このことが私の立場にどのように影響を与えるかということについては一切言わなかった。彼は、ガンドベールが一二月間継続することを許可することに合意したと言った。私の貸付がこの協定によってどのように影響をうけるかについて、彼が私の貸付についてなんらかの言及をしたか覚えがない。彼は、彼が私にすでに言ったこと、私の損失が六〇〇ドルを超え

料
ることはありえないということに繰り返しただけである。

彼は、担保として彼が持っていた火災保険証券が一般債権者か、彼自身すなわちグレイのいずれかの所有になる商品にかけられていることを私には言わなかった。彼は、未完成の建物の担保契約が決して作成されなかったということを私に言わなかった。私が持っている唯一の担保が領事が裏書きしたガンドベールの約束手形であるということも彼は私に言わなかった。グレイ氏の会話から私が得た印象は、私がすべてを回復するであろうということであった。私は、その後彼にあった記憶はない。そのあと直ちに、私は、上海に赴いたが、帰ってきた時には彼は去っていた。そこで、私は、ガンドベールの件の真実の形勢に気づいた。私は、昨年九月三日に、清算についてホールとホルツに対しこの手紙を書いた。それに対して、私は返事を受け取った。上海から帰るまで、私は、ガンドベールの件の真実の形勢がわからなかった。私の船で去った時には、それについて聞かなかった。昨年六月二日に上海に戻ってからそれを耳にしたのである。グレイ氏は、私に、シュッカー・ハンニク (Schucker Hunnik) 医師あるいは彼自らがガンドベールの家具についての担保承諾書を持っているとは決して言わなかった。

反対尋問。私は、投資のためにホールとホルツに四、〇〇〇ドルを預けた。投資の前に私はグレイ氏と話をした。その時、担保の性質は、私とその事業の性質についても、当事者についても全く知らないが、ホールとホルツにすべてを任せるという了解のもとに、私に説明された。私が受け取った一八七一年六月一日付の手紙は、担保の性質を説明していた。私とその事業について一切知らないと言ったことが異議申し立てであると考えられることを除いて、私は、その担保に対して異議を決して唱えなかった。私は、その手紙で説明された利率で貸金の利息を受け取った。投資を周旋するために彼らに二五ドルを支払った時に、私は、被告に対して、いかなる不満の意も表明しなかった。私は、対象について一言も言わなかった。担保が良好なものであって、被告が破産したのであれば、私は、その担保に対する私の合法的権利を立証することに努力したのである。一八七二年五月六日にそしてそれに先立つ数カ月前から支払不能となっていたガンドベールに対する訴状における言及によつて、私は、ホールとホルツが貸付をなした時にガンドベールが支払不能であったことを知るべきであったと推測するつもりである。私は、ガンドベールが一八七二年五月六日に支払不能であったという私の独自の認識を宣誓証言することはできない

が、その点についての証拠を提出するつもりである。一八七一年一月二日の手紙を受け取ったあと私がグレイ氏に会った時に、担保の変更について何か話されたが、私は、この問題について義務を全て果たすだろうと言っただけである。グレイ氏が立ち去る前に、私は、担保ではなく彼らに四、〇〇〇ドルを求めるということを被告に通知しなかった。それが必要であるとは胸に浮かばなかった。私は、担保が私の担保にとられているとみなしていた。いつもグレイ氏が私にそれですと分かつたことと確認していたので、私は、グレイ氏が担保の効力に責任をもっていると考えていた。私は、ガンドベールの担保がホールとホルツの担保であると考えていた。表現されてはいないとしても、私がホールとホルツに損失補償を求めるとおりであることは暗示されていた。最悪の場合には私が六〇〇〇ドルを失うかもしれないとグレイが私に言った時に、私は、その金額を償うようにホールとホルツに求めるつもりだと彼に言わなかった。この事業が契約された時に、私は、日本の港の間、主として当港と江戸との間を航行していたノーチラス号を指揮していた。私は、平均して月に二回神戸にいたことがない。私は合計四回して一月間外にいる。兵庫を含めて平均して月一回以上滞在する。私は、石炭積み込みのために、時には数時間だけ、時には

九一日、停泊した。一八七一年六月から一八七二年一月までの間に、私が当地にいた最長期間は一日間であった。その時、我々は、出港するために夜も昼も働いていた。グレイは、彼が自分の金をガンドベールに投資していることを私には決して言わなかった。グレイがホールとホルツとの代理人であったのである、私は、彼らが彼らの代理人として活動しているものであると当然のように推測した。グレイは、それを仕事上の取り引きとして引き受けていた。「もしガンドベールが破産せずに家屋を完成させていたならば、必要とされる記録類によって、あなたは十分に保証されたか。」私にはまったくわからない。私は、そのことについて一切考えないほどに盲目的にホールとホルツとを信頼していた。調べることは全くなかった。神戸で法的な助言を得ることができたかどうかはわからない。確かに、私は、グレイが最善を尽したとは考えていない。グレイは、その時に投資の他の方法について、私に教えなかったし、私も知らなかった。

(訴状の第七条は合意によって削除された。)

サンズ氏、補佐人に対して。グレイ氏が私が六〇〇〇ドルを失うかもしれないと言った時に、私は、三、四〇〇〇ドルはよく保証されており、六〇〇〇ドルはうまく保証されていないという事

料 実に彼が言及していると理解した。

署名 H・レイネル

原告は、ホールとホルツとによって供給された計算書を提出した。認められた。

アマサ・スタンディッシュ・フォーズ、兵庫は、正式に宣誓して陳述した。私は、当地のホールとホルツの会社を知っていたし、彼らが仲介代理人であって、貸金業をやっていると常に理解していた。私は、彼らが金を貸付けていることを自分で知っていた。一八七一年には、年利一五%が法外な利率であるとは考えない。私は、それがよい担保の欠如を正当化するような利率であるとは考えない。一八七一年六月に、私は、コロンブ (Columb) の裏書がある一五カ月のガンドベールの約束手形に金を貸すつもりはなかった。私は、その時、ガンドベールの立場も、コロンブの立場も巨額の金銭に対してよいとは思わなかった。商品に対する保険証券はそれ自身の担保ではないと私は考える。レイネル船長の証言をみると、私は、ホールとホルツとが原告に対する義務を果たしたとは思わない。

反対尋問。私が自ら支払った最高の利息は一二%であったが、私が一五%を支払ったかもしれない場合を覚えている。その時一六%が法外な利率であるとは思わない。金貨は私の仕事

ではない。一八七一年五月に、私は少ししかガンドベールを信頼していなかった。我々は、彼の土地に五、六〇ドルほどの権利しか持っていなかった。私は、一八七一年五月にガンドベールが支払不能であることを知らなかった。一八七一年五月よりも早くガンドベールが支払不能であるという報告を聞かなかった。一八七一年五月にコロンブが支払不能であったかどうか私は知らない。彼の仕事が大規模であったということを私は知っているだけである。

法廷に対して私は、短期の貸付については銀行に一二%の利息を支払う。私は、一二%が銀行業務の通常の利率であると思う。ガンドベールに対するような貸付は高い利息になると私は信ずる。私は、グレイ氏と話したことがあるが、彼は、日本人の貸付については月に三%の利息を受け取ると私に言った。

署名 A・S・フォーズ

ウィルヘルム・コンラッド・コータル (Kortals) は正式に宣誓して陳述した。私は、ネザーランド貿易商会の代理人である。当港でホールとホルツが日本人に金を貸していることを私は知っている。一八七一年に、銀行が要求する第一級の担保については一二%の利息が妥当であると私は信ずるが、当地で耳にしたような担保——担保であると私は全く考えないが——に

つては、一五%は低すぎると私は思う。一八七一年に、私は、よい担保——保険証券をとまなう家屋と土地——をとって金を貸したが、一五%の利率以下では貸さなかった。一八七一年五月には、私は、コロンブの裏書のある一五カ月のガンドベールの約束手形には金を貸さなかったであろう。いかなる商人も火災保険証券だけをいかなる担保としても考えないであろう。私は、一八七一年六月一日のホールとホルツの手紙(B)を読んだ。私は、そこでのべられている投資が申し分のないものであるとは考えないし、私がレイネル船長の代理人であるならば、彼にそこでのべられている担保がよいものであると言うことが正当化されるとは感じないであろう。

反対尋問。動産あるいは家屋に抵当権が設定された時には、全般的にそれらには火災保険がかけられる。抵当権は保険なしで完全であろうが、動産に保険がかけられていないならば、担保は良好ではない。動産を良好な担保とするためには、約束手形と抵当証券と保険証券が貸し方にあるべきであって、動産が貸し方の倉庫にあるべきだと私は思う。一八七一年六月の手紙で言及されている投資は、建物が建てられてはなくて、建てられる予定であったから、良好ではなかったと私は思う。家具は特定されていない。抵当は、仏国領事館で登録されたはずで

ある。

クロンビー補佐人に対して、約束手形が適切な形式で作成されなかったと私は考える。フランス法と同じであると私が信ずるオランダ法によれば、約束手形は、署名した人によって書かれるか、署名する前に書かれる方がもっといいのである。コロンブの裏書は、まったく彼を拘束しない。

署名 W・C・コータル

審問は、一月二十七日一〇時まで延期された。

一八七二年一月二十七日水曜日。

審問が執行された。

両当事者が出廷した。

ヨハン・アントニウス・コルネリウス・シヨッカー・ハニク、兵庫の医学博士は正式に宣誓して陳述した。一八七一年五月に、ガンドベールは私に借金をした。私は、彼の家具に抵当権を設定した。ガンドベールは、私に、家具には他の抵当権が設定されていないと言った。一八七一年一月頃に、二月より前に、私はその金を返してもらった。グレイ氏は私に支払った。私は担保承諾書を彼に渡した。グレイ氏がこの移転を提案したのである。

反対尋問。抵当権の金額は一、〇〇〇ドルであったと私は信

料 ずる。私は、ガンドベールが一〇月末頃に召集したガンドベールの債権者の会合に出席した。グレイ氏が私に金を支払ったのはこの会合のあとであった。私は、その会合の日付をはっきり覚えていない。それは九月か一〇月頃であった。私は、グレイ氏に担保承諾書を渡した。(担保承諾書は、入手できない証拠であるので、合意によりその内容が採られた。) 担保承諾書に関して、ガンドベールは、私に一、〇〇〇ドルを借り、抵当とし、ホテル・コロニーの家具を全て特定することなく提出する、他の誰にも抵当を与えない、家具には保険がかけられていないと言った。

署名 J・A・コルネリウス・ハニンク

ジョン・ウィルソン・ヘンダーソンは正式に宣誓して陳述した。私は、一八七一年一〇月一二日に集金に対するガンドベールの受領書を送ったことを覚えている。それは支払われなかった。一八七一年一二月に、私は、もう一通の受領申立書を提示した。ガンドベールは受け取りを拒否した。私は、フランス領事に抗議するように依頼した。彼はそうすることを拒否した。彼は理由を示さなかった。私はガンドベールの件を管理する委員会の一員であって、ガンドベールがフランス領事の黙認のもとで振舞うことを許されているだけであることを私は知っていた。

たから、私は領事に理由を聞かなかった。最初の集金明細書を送付したすぐあとで、私は、ガンドベールの債権者の第一回会合に出席した、すなわちそれは一〇月一二日よりすぐあとのことであった。私は、グレイ氏が出席していたと信じる。彼は、ガンドベールの件をよく知るあらゆる機会に恵まれていた。一八七一年一二月にガンドベールの件について私を知っていたことから考えると、さらに金を借りずに一五番の建物をガンドベールが完成させることは全く不可能であったと私は思う。一八七二年五月に、ガンドベールの件は、フランス領事の監督のもとにある委員会によって処理された。彼は自主的行動者ではなかった。ホテルは借金なしでやって行くことについてだけであったし、ガンドベールは負債が多く、ホテル以外に金を調達する手段を一切持っていなかったので、ガンドベールの件は非常に悪い状態にあった。その時担保を持たない債権者達は、完全に資金を回収する機会を一切持っていなかったであろう。

反対尋問。一〇月一二日以前に、私は、ガンドベールの件については一切知らなかった。その日に引受手形に対して支払わなかったことについて、ガンドベールが示した理由は、彼ができたかったということ、彼の件が混乱していたということであった。一二月の証書は、商売上の通常のやり方で呈示のために

送付されたのであって、私は彼の件が混乱しているのを知っていたから、それを隠したのは私ではなかった。私は、ガンドベールの件を管理する委員会の委員に指名された。委員会はガンドベールの帳簿を調べた。委員会は三人で構成されていた。帳簿を調査してから、我々が到達した結論は、ガンドベールを救うためには優秀な管理と節約と営業上の成功とが必要であるということであった。ホテルの一カ月前後のかせぎ高についての計算書があったが、信頼できるものではなかった。覚書は、ガンドベールが記帳していたが適切には記帳しなかった記録であると彼は言った。彼は支払いを記入することを忘れたし、他の項目も記入することを忘れた。私は委員を辞任した。事情がどのようにになっているかを示す委員会によって作成された記録があった。よい管理と営業上の順調さがあれば、ガンドベールは窮境から脱して、利息を含めて彼の全債務を返済するだろうと考えられた。経営を続行するためにガンドベールが直ちにないがしかの金を手に入れることが必要であると考えられた。一週間の集金額を担保にとつてグレイ氏はいくらかの金を貸し続けた。それが一、〇〇〇ドルであったと私は思う。彼がそれ以外に金を貸したことは知らない。ガンドベールが約四、〇〇〇ドルするソーダ水器械の支払いに借りた金のいくらかを使用した

か、金がどこからきたかは示されなかったことを我々は見つけた。取り決めではガンドベールは委員会の管理下でやっていくべきであるということであったと私は思うが、ある金額が月毎に債権者の間で分配されるようになっていたとは私は思わない。剰余金がある場合には、月毎に債権者の間で分配されるべきことが意図されていたと私は信じている。一八七一年九月以前にグレイ氏が、私自身あるいは他の誰よりも、ガンドベールの件についてよく知る機会を持っていたとは私は言えない。

再尋問。私が収集した事実からみると、ガンドベールの件は、ガンドベールの管理下ではなく、よい管理のもとにおいて債務を支払いうる好機会があったと私は信じていた。一五番の建物が数カ月で完成する見込があり、事情を詳細に知っているというような言明を一八七一年一〇月一二日の手紙でグレイはすべきでなかったと私は思う。

法廷に対して。一八七一年に、確かに、ガンドベールは支払不能であった。ガンドベールは、委員会の承認を得て、十分に特別な管理であると思われるブーソン (Bison) 氏のサービスを採用した。

署名 J・W・ヘンダーソン

シエルマン・ガンドベールは正式に宣誓して陳述した。昨年

料

資

の九月、私は金に困っていた。私は、グレイ氏がそれを知っていたかどうか知らない。その時より少し前に、私は、グレイ氏に金を約四、〇〇〇ドル貸してほしいと頼んだ。私は三、九四〇ドルを受け取った。あとで彼が一、〇〇〇ドルを貸してくれたと私は信じている。残りの五〇〇ドルは利息の前払いであった。私は信じている。私は大工に四〇〇ドルを支払った。金を借りた時には、文書による取り決めは一切なかった。私はホールとホルツとに手紙を書いて、一五番の建物が完成した時には、それを担保として提供すると約束したと私は思う。四、〇〇〇ドルの中から、私は、建物に約一、〇〇〇ドルを使用した。これは、四、〇〇〇ドルに対して私が与えた約束手形である。約束手形の裏に保証としてコロンプが名前を書いたと私は思う。グレイ氏がコロンプに頼んだのである。当時、私は、ソーダ水工場をコロンプと共同経営していた。その会社の名称はコロンプ商会であった。請求書にあるのはコロンプ商会の名前であると私は思う。私が商売をやめる約三カ月前までに金を貸したのがレイネル船長であるということを知らなかった。グレイ氏が借金について話しをした時に、マイルが屋根に置かれるや否や、彼は、新しい家を担保とすることと保険証券とについて話していた。これは、その時私が書いた手紙の写しである（合意

により承認された）。家についての他の手紙を私が書いたかどうかはつきり言えない。一八七一年六月一日に、私は、ショッカー・ハニクに一、〇〇〇ドルを借りた。彼は担保として家具をとった。その家具は、一五番のホテル・ド・コロニーにあった。その手紙で言及されているのと同じ家具である。（一八七一年六月一日頃）私は、グレイ氏に、ショッカー・ハニク博士が家具に対して一、〇〇〇ドルの権利を持っていると話したが、後に、グレイ氏は、ショッカー・ハニク博士の権利を譲り受けた。十分な資金がなかったので、私は、建物を完成しなかった。建築は八月頃に停止され、契約金が安すぎるので大工は現場を離れてしまった。資金が十分でなかったから、他の大工を雇わなかった。私は、この手紙をブラウン氏に送った（提出済）。当時、私は、建築を完了させるに十分な金を持たなかった。申立書が受け入れられていたら、私は彼らから金を借りることが可能であったと私は思う。委員会は、私がその手紙を書いたことを知らなかった。グレイ氏が契約を取るようになってからと私に話した。その考えは、約二年間の前払いとなっていた。賃借料が支払われるまで、申立書にその建物を記載するということであった。これは、一八七一年一月に私がホールとホルツ宛に書いた手紙の写しである（合意によって承認された）。

これは、そこで言及されている抵当権の文書である。第二の手紙を書いた時に、私は、債権者と取り決めを結んだ。グレイ氏の助言により、私はその手紙を書いた。私は、保険会社の代理人のところへ一人で行った。私は、火災保険証券が借金の担保であるかどうか言えない。当時、私はそのように考えていた。グレイ氏は、その担保に対して決して異議を唱えなかった。商売がうまく行かなくなっているのを知った時から、グレイ氏は、私に助言するようになった。一月の末頃であって、それ以前ではない。

反対尋問。ホールとホルツから四、〇〇〇ドルを借りた時に、返済することについて私は全く疑いをもたなかった。当時商売はうまく行っていたのである。当時、私は支払能力があると考えていた。そうでなければ、私は、四、〇〇〇ドルを借りはしなかったであろう。私の債権者達の会合が召集された後、もっと金を借りたいとやってみることができないことが判明した。小額の債務を支払うために当時私は一、四〇〇ドルぐらいを借りた。その頃に、シュッカー・ハニク博士の抵当権はグレイ氏によって引き受けられたのである。彼は二、四〇〇ドルを融通しなかった。彼はシュッカー・ハニクに支払い、一、四〇〇ドルより少し多い目の金額を融通した。私は、二、

〇〇〇ドルだと信するがそれに対して、一五番の家と土地を、二番抵当としてグレイ氏に差し入れたと思う。グレイ氏は委員の教示により金を貸したと私は思う。私は、グレイ氏から借りた四、〇〇〇ドルは建築の目的にのみ使用されるべきであるということ、グレイ氏と口頭で合意した。私はコロンブとの共同経営を告示しなかったが、それについては人々に話した。約束手形は裏書してはならないと教えたのはグレイ氏であった。私がグレイ氏に教えたから、グレイ氏は、シュッカー・ハニク博士が私の家具に抵当権を持つていたことを一八七一年六月一日に知ったのである。毎月私が債権者に多額の返済をするようになっていたのは、私の債権者との合意であった。一八七一年一二月頃には、私は、やってみけると考えていたし、それは、ピーソン氏が来た時であったが、後になってできないと思うようになった。フランスの裁判所で売却された時に、私の財産はほぼ四、〇〇〇ドルになった。

再尋問。フランス法によれば前述の約束手形が役に立たないということ、私は知らない。

サンズ氏(補佐人)に対して。グレイ氏は競馬の勘定を集金していた。それは、担保としてグレイ氏に与えられていなかった。グレイ氏は一部分を保留していたが、どれぐらいか知らな

法廷に対して。一八七〇年に、私は、ルネ・オートルズ (René Orsz) から六、〇〇〇ドルを借りた。私が差し出した担保は、一五番の家と土地の半分であった。それはホテルであつて、ホールとホルツに担保として与えられることになつていた土地の一部でも決してなかつた。私はその借金には年利二〇%を支払つた。ルネ・オートルズはその半分の抵当権をなお保持している。私は、その家の火災保険証券を彼に与えた。その抵当権はフランス領事館に登録された。一八七一年九月に、それは更新されフランス領事館に登録された。一八七一年一月に、グレイ氏は、ルネ・オートルズが抵当権を設定している一五番のその部分に、二番抵当を設定して私に二、〇〇〇ドルを貸した。グレイ氏に対する抵当権は、ルネ・オートルズに対する六、〇〇〇ドルの前の抵当権を説明していた。二、〇〇〇ドルについて私が支払うことになつていた利息は、月に一・五%であつて、最初の年の利息は、前払いで支払うことができたので、私に渡す前に二、〇〇〇ドルから控除された。グレイ氏が、一、四〇〇ドル貸したと私が言ったことには誤りがあつた。彼が私に渡したのは一、六四〇ドルであつて、それは二、〇〇〇ドルから最初の年の利息三六〇ドルを引いたものであつ

た。この抵当権は、フランス領事館に登録された。私は、グレイ氏に、グレイ氏がシヨッカー博士に支払つた一、〇〇〇ドルを承認し、ホテル・ド・コロニーの私の家具をグレイ氏に担保として差し出した抵当権を与えた。家具の一覧表のついたその抵当権はフランス領事館に登録された。一八七一年一〇月に、私はコロンブと組んでソーダ水器械を担保としてクライン (Klein) 氏から一、四九〇ドルを借りた。器械の財産目録のついた抵当権はフランス領事館に登録された。利息は月に二%であつた。その抵当権は、器械が一、〇〇〇ドルの担保としてクニフレル商会に抵当権がすでに設定されていたことを説明していた。後にクライン氏は一、〇〇〇ドルの債務について器械を引き取り、その移転はフランス領事館に登録された。ホールとホルツとから借りた四、〇〇〇ドルでもつて建設されることになつていた新しい建物の半分の敷地はグレイ氏の財産であつて、一五年の年限で彼から私に貸与されたのである。他の文書のついた貸借証書は横浜のフランス領事館に寄託された。約四、〇〇〇ドルをもたらしした競売は、私の家具についてのものであつた。

署名 G・ガンドペール

原告は、一八七二年五月六日付のホールとホルツから原告あ

ての手紙とホールとホルツの代理人であるカービー商会から原告あての手紙とを提出した(両方とも承認された)。

これで原告のための陳述を終える。

エドワード・ヘイズリット・ハンターは正式に宣誓して陳述した。私は、一八七二年九月二〇日付のカウデロイとレインボーイからの手紙と、本件における文書の証明付写しを含む封書、一八七二年九月二〇日の手紙で言及された一八七二年九月二日の手紙とを提出する。私は本件についてこれ以上知らない(これらの手紙は同意により承認された)。

反対尋問。私はグレイ氏の委任状を所持している。グレイ氏は立ち去る時に私に記録を託した。そこには、ジョッカー・ハニクから引き受けられた、一、〇〇〇ドルに対してガンドベールのホテルの家具に設定された抵当権であると私が理解するものがあつた。今は私はその抵当証書を持っていない。私は、フランスの法廷における使用のためにガンドベールの件の他の記録類と一緒にそれを横浜に送った。それはジョージ・グレイの名義であつて、ホールとホルツの名義ではなかつた。「この担保承諾書によっていくらかの金が回収されるならば、その金は誰のものになるのか。」それがジョージ・グレイの名義であるので、一、〇〇〇ドルに関する限りそれはグレイのものにな

るだろうと私は信ずる。抵当権それ自体は一、〇〇〇ドル以上の価値を持たない。抵当権はグレイのものである。レイネル船長の貸金に対する約束された担保としてホールとホルツとによって言及された一五番の建物は、今やジョージ・グレイの代理としての私が占有しているが、私はそれが正当には誰のものであるのか私は知らない。ガンドベールの財産にはホールとホルツとによって抵当権が設定されているという理由により、ガンドベールの財産の破産管財人であるルグラン (Legrand) 氏によってその建物が売却に付された時に、私はその売却に抗議した。賃料が支払われなかつたので、その建物がグレイの占有にあると私は考える。私はそれを貸家とみなしている。賃料が支払われなかつたから、私はグレイに代わつてそれを占有した。私が抵当権を持っているという証拠は、一八七一年六月一日付の手紙であつた。ルグラン氏がこの手紙を見たかどうか私は知らない。私は、フランス人の利害関係者を預っているガワー氏に手紙を書いた。その建物は、競売に際してそのまま売却された。私はルグラン氏からの手紙を持っている。私はそれを読まなかつた。それはフランス語で書かれている。その区画は、賃貸借契約が解除されたことを考慮して、ジョージ・グレイの代理人としての私に引き渡された。レイネル船長の借金の期限が

料

きた時に、私は、ガンドベールに支払を要請した。彼は支払を拒否して、我々に、彼がすべての彼の書類を領事館に持ち込むつもりだと言った。我々は、本件に関して我々が持っている全ての記録の写しを領事館に送付した。私はいかなる返答も得なかつたし、記録について一切耳にしなかつた。レイネル船長の借金の保証として我々が持っている担保だけを我々はフランス法廷に提出した。担保は、手紙類、これらはその写しである。この約束手形といくつかの火災保険証券である。私は、担保承諾書あるいは抵当証券を一切見たことがない。現在に至るまで、私は、これらの手紙類に担保としてのいかなる価値も見出さないし、フランス領事館に登録されている一、〇〇〇ドルの抵当証券にもいかなる価値も見出さなかつた。レイネル船長の貸金のために、ガンドベールの財産から私がなにかを回収しうるかどうか、私には言えない。しかし、もし我々が担保としてのこれらで回収しないのであれば、我々は、一般債権者としての役割をもつことを期待するものである。私は、これらの担保ゆえに我々が一般の債権者であるよりも有利な立場にいると考えている。そのように私が言う理由は、ダロー (Daloz) 氏にそのように言われたということである。私は、自らこれらの記録についての意見を承認するとは言明していない。むしろ私

はこれらの記録に対する意見を承認しない。私は、一八七一年一月二日の手紙でふれられている二つのビリヤード台の所有権を得ようと努力したことを記憶している。私はレイネル船長のためにそうした。私はビリヤード台を取得しなかつた。ヘクト・リリエントール (Hecht Lillienthal) は、それらを譲渡することを拒否した。彼らは、私がビリヤード台を望むならば、彼らは彼らの倉庫からホテルへビリヤード台を返還しようと言った。彼らは、フランス領事と相談したと言った。

クロンビー氏 (補佐人) に対して。当地で私はグレイ氏と親密であつた。常に、私は彼が商売上用心深かつたと理解していた。私はここで話されている危険な担保をとつたことを知っている。彼は一二%の利息をとつていたと私は思う。

サンズ氏 (補佐人) に対して。二つのビリヤード台が破産管財人の命令によって売却されたと私は信じる。

法廷に対して。私がクロンビー氏に話した一二%の貸金は、504 完成した際に担保となる家を建築するための一部であつた。その土地は金を借りた人のものであつた。グレイ氏が担保として証書を持っていたかどうか私は知らない。彼が持っていたと私は考へたい。金は一回で支払われた。それが三、五〇〇ドルか四、〇〇〇ドルであつたと私は思う。家の建設が開始される前

であった。

署名 エドワード・ヘイズリット・ハンター

これで被告のための陳述を終了する。

判決のために、一八七二年一月三〇日土曜日朝一〇時まで
閉廷する。

署名 H・S・ウィルキンソン

女王陛下の副領事にして領事代理

兵庫大阪英國領事館の印

(完)

(後記)

本稿は、一九九〇年度大阪経済法科大学研究補助
金助成による研究成果の一部である。

